

令和6年度 ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた
再生可能エネルギー推進技術の評価・実証事業 【二次公募】

公募要領

令和6年7月23日（火）

環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室
自然環境局 国立公園課
自然環境局 総務課 国民公園室

1. 事業の目的

環境省は、再生可能エネルギーの普及によるCO₂排出量の削減、吸収源の確保、省エネルギー対策の地域への実装等を通じてネットゼロ社会への取組を推進している。ネットゼロ社会の実現のためには、サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブも同時に実現していく必要がある。それぞれを目指す際に、シナジーとトレードオフが発生するが、シナジーの最大化とともに、トレードオフについてはイノベーションを通じて解決する技術シーズの発掘や、社会実装の推進が必要である。

本事業は、目指すべきネイチャーポジティブやネットゼロ社会からバックキャストして必要となる各種技術テーマについて公募を行い、自然環境への負荷を可能な限り回避し、トレードオフを技術的政策により解消していき、信頼される再生可能エネルギーの推進を目指すものである。具体的には、再生可能エネルギー設備の景観影響へ着眼した取組について、社会実装を見据えた技術的課題を解決することやルール形成のため、必要な技術的検証や実証を行うものがある。

令和6年度事業の実施主体について、下記のとおり募集するので、応募に当たっては本要領を熟読されたい。また、本事業は「エネルギー特別会計」を用いて実施するため、エネルギー起源CO₂削減を目的として、再生可能エネルギーに関する導入推進にかかわる取組を募集するものである。

2. 実施対象事業

(1) 本事業の対象について

実施対象事業は、次の①～②のいずれかのテーマに該当する事業であること。

- ① 国立・国定公園における太陽電池パネル設備の景観評価試験事業
- ② 自然景観への影響を踏まえてデザインされた先端的再生可能エネルギー発電事業の検証事業

※同じ主体が複数の事業に応募しても良いが、それによって採択率に差は生じないことに留意されたい。

(2) 提案における必須要件

次の観点は提案において必須な項目とし、その内容が満たされていないと判断された場合においてはその時点において要件不備とみなす場合がある。

① の事業について

- ・本テーマは、国立・国定公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれのない色彩及び形態の太陽電池パネル（以下「景観調和型太陽電池パネル」という。）に該当する要件を明らかにするため、国立・国定公園内において、複数の太陽電池パネルを設置し、景観評価・検証試験を実施するものである。このため、次の技術提案を求める。
 - ・景観調和型太陽電池パネルに該当する要件は、建築物の屋根面に設置することであること、色彩及び形態に関する指標ごとに定める評価基準を満たすものとする予定である。また、色彩に関する指標は色の系統、表面模様とし、形態に関する指標は面積、勾配、配置、眩しさとする予定である。これらの指標について、景観調和型太陽電池パネルに該当する評価基準（案）を作成するための方向性・考え方を提案すること。
 - ・景観評価試験に用いることに適切な太陽電池パネル4種類（標準的な太陽電池パネル1種類その他、風致の維持に支障を及ぼすおそれがないと考えられる太陽電池パネル3種類）の製品を理由とともに提案すること（なお、太陽電池パネルに関する製造技術の進展により、普及が見込まれる新たな太陽電池パネル製品の評価・検証の必要性が生じたと環境省が判断した場合は、協議のうえ、景観評価試験に用いる太陽電池パネルを追加する等の変更があり得る）。
 - ・景観評価試験を行うための候補地（案）を3地域程度提案すること（提案された3地域の中から、指標ごとに定める評価基準を検討できる設置場所があること、建築物の所有者等の理解が得られる場所があること等を踏まえ、事業を実施する中で候補地（案）を絞り込む予定）。候補地は、国立・国定公園内であること、建築物の屋根に太陽電池パネルを設置できる見込みがあること、設置した太陽電池パネルを望見し、指標ごとに定める評価基準を検討できる地点があることを要件とする（なお、候補地における建築物の所有者等との調整の結果、建築物の屋根に太陽電池パネルを設置して景観評価・検証試験を実施することが難しいと受託者が判断した場合は、環境省と協議のうえ、土地に設置する等の代替案を採用し、引き続き当該候補地において、景観評価試験を実施することがあり得る）。
- また、候補地（案）については、次の留意事項に配慮して検討すること。
- ▶気候が安定していて穏やかで、比較的晴天の多い地域であることが望ましい。
 - ▶建築物の屋根面に設置した太陽光電池パネルを、周辺から国立公園利用者が望見できるほか、周囲にある山の上や山の中腹などにある展望地等からも、当該太陽電池パネルが望見できる場所がある地域であることが望ましい。

② の事業について

- ・本テーマは、自然環境・景観への影響を低減した再生可能エネルギー技術の有有用性や、そのような運用方法の要件を明らかにするため、評価・検証試験を実施するものである。このため、次の技術提案を求める。実証する要素としては、先端的な脱炭素関連技術であり、景観や生態系への影響も下げることが期待で

きる「ソーラー舗装技術」について、社会的受容性を高めるために、景観への配慮などの導入のための設置や空間デザインに関する実証試験を行うこと。

- ・実証場所は提案者において提案すること。なお、環境省管轄の関連施設（例：新宿御苑等）を使用したい場合は、計画を説明し、事前に担当者の了解が得られれば、実証場所としても活用してよい。

◆以下を必ず盛り込むこと

- ・実証場所を1箇所以上提案すること。実証場所は周知効果も期待するため、年間に概ね100万人以上の来客が見込まれる施設である場所を提案すること。
- ・単なる再生可能エネルギー設備の導入をするだけでなく、場所の性格や地域個性の解説を前提とした景観に配慮したデザインを設計するための提案が盛り込まれていること。
- ・導入した施設に対して、その実証場所に訪れる国民への意識調査等を通じて、社会的受容性についての調査に取り組むこと。
- ・事業終了後の出口戦略及び社会への波及効果として国立公園・国定公園についての提案が盛り込まれていること。
- ・通常の道路機能、利用者の安全性、維持管理性、ソーラー舗装のスペック（最大出力、発電効率）、耐荷性能、耐久性能、LCC、対災害性能について提案書に適切に明記すること。

◆以下の観点がある場合は望ましい提案と見なす（実施計画・体制や出口戦略の評価軸の具体的な加点要素）。

- ・「ソーラー舗装技術」については、最大出力 150w/m² 且つモジュール変換効率 15%以上の技術を活用されていること。
- ・広大なスケールの景観において十分に検討できるよう、パネル面積は 150m² 以上とする提案がされること。
- ・道路本体に関し、パネル設置箇所において求められる通常の道路機能、利用者の安全確保、施設の維持管理に対して過度の支障を及ぼさない企画・提案がされていること。
- ・ソーラー舗装パネルに関し、設置対象とする道路に作用しうる荷重に対して耐荷性能、耐久性能を有し LCC を適切に計算していること。
- ・再エネシステム本体に関し、大規模地震等災害に対する耐災害性を有し、安全性を有していること。
- ・実証に参加する関係者（委託事業受託者以外の協力者を含む）について、様々なステークホルダーが関係していること。

（例：景観を専門とした有識者、ソーラー舗装技術を有するもの、NPO、金融機関等の関係者から2者以上が参画し、「総合知」の観点の体制が整えられていること）

3. 公募対象者

本事業の公募対象者は、次の（１）～（７）のいずれかに該当する事業者とする。
また、複数の事業者による共同提案も可能である。ただし、共同提案の場合、原則として、その主たる業務を行う事業者が代表事業者として一括して受託することとする。

- （１）民間企業
 - （２）独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - （３）一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人・特定非営利活動法人
 - （４）大学
 - （５）国立、又は、独立行政法人と認められる研究開発機関
 - （６）地方公共団体の研究開発機関
 - （７）その他支出負担行為担当官自然環境局長が適当と認める者
- なお、委託費については、経理担当部局において管理等を行う必要がある。

4. 事業費・予算・事業実施期間

（１）事業費の対象

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な費用であって下表に掲げる費目に該当するものとする。下表に示した費目に該当しない経費で、委託業務に直接必要な経費を計上する必要がある場合は、環境省担当官との協議が必要となる。

費目		内容
人件費		・委託業務の人件費は、当該業務に直接従事する者（以下、「業務従事者」という。）の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与を計上する。 ・仕様書等において算出方法等が指定されている場合にはそれによることとし、指定がされていない場合には、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」に規定する計算方法により算出するものとする。
業務費	旅費	・当該業務に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 ・経費の算出に当たっては、仕様書等において「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）」に準ずること等の指定がされている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。 ・出張が当該業務以外の業務と一連のものとなっており、当該業務以外の業務に係る経費が存在する場合は、当該業務に係る部分とその他の業務に係る部分に区分し、当該業務に係る経費のみを

	計上する。 ・受託者においては当該業務に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
諸謝金	・当該業務に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等を計上する。 ・経費の算出に当たっては、仕様書等において謝金単価等が指定されている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。
設備備品費	・委託業務に直接必要な備品であって、①の事業において、景観評価試験に用いる太陽電池パネル及びその付属物の購入経費。 ・上記以外の備品（取得価格が 50,000 円以上の物品であって消耗品に該当しないものをいう）の購入は原則認めない。事業の実施に必要な設備・備品はリースやレンタルにより調達すること。
消耗品費	・取得価格が 50,000 円未満の物品に係わる経費。 ・取得価格が 50,000 円以上の物品であっても、おおむね 2 年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない（試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等）。
印刷製本費	・当該業務に直接必要な検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。 ・計上する経費は業務委託期間中に使用した部数又は仕様書等により環境省に提出することを指定された部数のみとすること。
通信運搬費	・当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等） ・通信運搬費として計上する経費は当該業務に直接必要であることが証明することができるものとし、受託者において当該業務以外の業務でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。
借料及び損料	・業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該業務を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。 ・リース等により調達した物品は当該業務のみに使用することとし、（当該業務のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととする。）リース料等については、当該業務の業務期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。
光熱水費	・当該業務に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。

	・光熱水費として計上する経費は当該業務に直接必要であることが証明することができるものとし、受託者において当該業務以外の業務でも使用している費用については一般管理費に含むものとする。
会議費	・当該業務に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等を計上する。 ・会場の選定及び飲料等の購入に当たっては、必要以上に高価又は華美であったり、広さや個数が過剰になったりしないよう、出席者を確認し必要最小限度とすること。
雑役務費	・当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費（当該業務に必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料、保険料等）を計上する。 ・一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。
外注費	・当該業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。 ・再委託に当たっては事前に環境省の承諾を得る必要がある。 ・原則として受託費の内、共同事業費を除く経費の2分の1を超える額を計上することは認めない。
一般管理費	・委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。 ・一般管理費率は、受託者の内部規程等で定める率又は合理的な算出方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする。ただし、受託者において使用する率の内部規程等が存在しない場合又は合理的な算出が困難な場合は、環境省が定める率（15%）を使用することとし、その比率内の経費を算出する。 ・精算時においては、環境省が特別な理由があると認める場合を除き、契約締結時に使用した一般管理費率を増加して精算することはできない。
共同実施費	委託業務を実施するにあたって受託者とともに業務を分担する機関（共同実施者）に対して委託業務の一部を委託する経費。
消費税	

なお、以下の費用は事業費の対象としない。

- ・特許の維持費や出願料、認証取得に係る費用

(2) 予算

各テーマごとに、採択事業の事業費の合計が以下の通りになるように提案すること。その上で、外部有識者で構成される評価審査委員会による評価を経て、事業の予算の範囲の中で調整の上、決定される。

なお、価格競争ではないが、限られた政策資源の有効利用の観点から、必要十分な予算として精査して、同じ内容であれば可能な限り少ない予算/期間で実施可能な計画の策定に努めていただきたい。

①：総額 8500 万円以内、3 年以内。

②：各年度 4500 万円以内として、総額 1.35 億円以内、3 年以内。

(3) 事業実施期間

令和 6 年度から令和 8 年度の間の複数年度を前提とした採択をする。最大 3 カ年度（令和 8 年度まで）として、申請者において提案いただいた期間について、評価審査委員会の評価を経て期間を決定する。また、各年度ごとに予算要求を実施し、認められた予算の範囲の中で事業は実施されるため、提案された年限のプロジェクト実施が必ずしも保証されるものではない。

5. 選考

(1) 選考方法

環境省において事前審査（書類審査）を行った上で、評価審査委員会において申請者からヒアリングを行い、採択事業を決定する。

おおよそのスケジュールは次のとおり。事前審査（書類審査）に合格した申請者のみ評価審査委員会にご出席頂き、申請内容の発表・質疑応答を受けていただく。事前審査（書類審査）の採否については、事務局より電子メールにて連絡する。なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられない。

- ・事前審査（書類審査）：令和 6 年 8 月 29 日（木）～
- ・事前審査（書類審査）合格連絡：令和 6 年 9 月中旬（予定）
- ・評価審査委員会：令和 6 年 10 月上旬（予定）
- ・採否通知：令和 6 年 10 月中旬から 10 月下旬頃（予定）

審査項目
① 社会的課題設定の適切性
② 実証手法・目標の妥当性
③ 事業実施における実施計画・体制
④ 事業終了後の出口戦略及び社会への波及効果
⑤ 実現した場合のエネルギー起源 CO2 排出量の削減効果（再エネ推進に関する効果）の見込みや自然生態系への負荷低減等の環境負荷の低減について
⑥ 事業実施における経費の妥当性

(2) 選考基準

以下の基準に基づき選考を行います。詳細は別添をご覧ください。

(3) 選考結果

選考結果は、令和6年10月中旬から10月下旬頃（予定）に電子メールにて連絡する。

なお、採否の理由についての問合せには応じられない。また、採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表する。さらに、選考結果や予算額の上限を踏まえつつ、採択金額の調整を行う可能性があるため、あらかじめ了承いただきたい。

6. 応募方法

(1) 応募方法

次の（ア）又は（イ）のいずれかの方法で提出すること。

（ア）郵送又は持参による方法

申請書様式に必要事項を記入の上、申請書一式を同封し、次の提出先まで郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参すること。郵送する場合は、包装の表に「令和6年度ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再エネ推進技術の評価・実証事業【二次公募】申請書在中」と明記すること。

なお、提出された申請書類は返却しないため、あらかじめ了承いただきたい。

申請書一式：① 申請様式（正本1部、副本8部）

② 事業概要スライド（9部）

③ 添付書類（様式任意、必要に応じて提案事業の準備状況を示す資料や技術の補足説明資料など）

①～③の電子データが格納された電子媒体（CD-R等）1部

提出先：環境省 自然環境局 国立公園課

（担当：榎、安原、高橋）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

（イ）E-mailによる方法

申請書様式に必要事項を記入の上、以下に示す申請書一式を電子データとしてE-mailにて提出すること。その際、法人名、担当者名、連絡先（電話番号、E-mail）を記載の上、件名は「【応募】令和6年度ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再エネ推進技術の評価・実証事業【二次公募】」とすること。

申請書一式：① 申請様式

② 事業概要スライド

③ 添付書類（様式任意、必要に応じて提案事業の準備状況を示す資料や技術の補足説明資料など）

提出先：shizen-kouen@env.go.jp

(環境省 自然環境局 国立公園課)

＜(イ)の留意事項＞

- ・応募できるファイルの最大容量は10MBのため、それを超える容量のファイルはメール1件の容量が10MB未満になるように分割して送付を行うか「環境省 自然環境局 国立公園課」へ問い合わせること。
- ・申請者側で用意した環境省担当官の承諾の無いファイルストレージなどでの提出は無効となる。
- ・提出先にて申請書一式を受領した際には内容確認後に返信を行うが、2営業日程度経過しても返信がない場合は送受信ができていない可能性がある。その際は「環境省 自然環境局 国立公園課」(TEL:03-5521-8278)へ電話にて問い合わせること。

なお、環境省担当官又は評価審査委員会において審査上必要と判断した場合は、申請書一式に含まれていない資料の追加提出を求める場合がある。

(2) 申請書受付期間

令和6年7月23日(火)～ 令和6年8月28日(水)17時(必着)

(3) 公募に関する質問

任意様式にて、法人名、質問内容、担当者名、連絡先(電話番号、E-mail)を記載の上、件名を「【応募】令和6年度ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再エネ推進技術の評価・実証事業【二次公募】」として、以下の提出先まで、E-mailにて提出すること。質問への回答は、提出者へE-mailもしくは電話により行う。

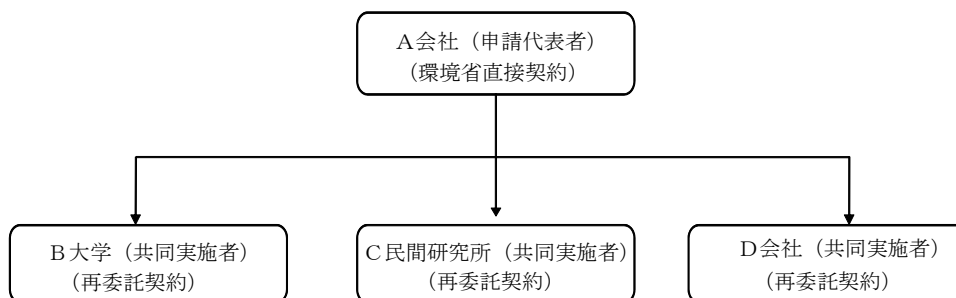
質問提出先: shizen-kouen@env.go.jp

質問受付期間: 令和6年8月21日(水)17時(必着)

7. 注意事項

(1) 契約の形態、内容、金額等

申請は、3.の共同事業実施者のうち、全体の取りまとめを行う者として1者が代表して行うこと。申請者は、事業の実施に当たり、環境省との委託契約の相手方となる。また、事業の共同実施者とは、申請代表者が再委託契約を締結する。



具体的な金額については、委託契約の手續段階で、事業計画を精査の上決定する。また、評価審査委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性、事業実施に伴う効果等に応じて減額される場合もある。従って、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。また、審査の結果、事業計画の内容等の変更を条件として付す場合がある。

なお、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委託等してはならず、再委託比率が全体の 50%を超えないことが原則となるが、作業単価が高額な業務が含まれる場合など、正当な理由がある場合においては、担当官の了解のもと、再委託比率が 50%を超えることを認める場合がある。

(2) 特許権等の取扱い

特許権等の技術開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができる(いわゆる日本版バイ・ドール制度)。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手續を行うものとする。また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおり。

(3) 委託費について

採択後、『環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針』<<https://www.env.go.jp/content/000194896.pdf>>に基づき必要経費を算出し、環境省と委託契約を締結するとともに、年度の事業終了後、同基本方針に基づいた精算報告、環境省による審査をへて額の確定を行い、委託費の支払いが行われる。

これに関し、委託業務に要する経費について、その他の経費と明確に区分するとともに、環境省担当官の指示に従い、契約額の内訳や精算等の経理に係る証拠種類を整理していただく必要がある。

(4) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、本事業実施中又は完了後に、環境省自らが発表する場合や成果発表会等で事業者に発表いただく場合がある旨、了承いただきたい。また、環境省担当官の求めに応じて、その後の事業進捗状況等、必要な情報等を提示いただく場合がある。なお、委託契約期間外の報告等に要する費用については、本業務の経費として支出することはできない。あわせて、事業報告書については環境省で公表することになる。

本事業の実施内容については、本事業期間、受託者において発表を行う場合には、公表内容について事前に環境省に必ず確認する必要がある。また、当該技術の開発・実証の内容・成果を一部でも活用する場合には、実施内容・成果の公表・活用・実用化・製品化等に当たっては、環境省への事前の報告を厳守すること。その際には、環境省「【応募】令和 6 年度ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再エネ推進技術の評価・実証事業【二次公募】」で実施している又は同環

境省事業の成果を活用している等の旨を、必ず一般の方にとって分かりやすい形でその都度明示する必要がある。また、他府省等を含む外部の組織からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に事前に環境省に必ず確認する必要がある。

(5) 事業実施年度中の評価・検証

事業実施年度中に、エネルギー起源 CO₂ 削減効果等の環境負荷低減効果及び技術的側面について外部有識者等による評価・検証を予定しています。現時点では、中間報告、最終報告及び必要に応じた、環境省側で用意した有識者又は本省の担当官による現地確認を予定している。

令和6年度ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再エネ推進技術の評価・実証事業【二次公募】 評価基準表（全ての事業）

評価項目	評価の観点	得点配分（係数）
① 社会的課題設定の適切性	○本事業の目的を的確に把握した上で課題を設定しているか。 ○設定課題の解決について、技術的・政策的意義があるか。 ○設定課題に対しての予備実験・事前検証や基礎的な学理の確立等が十分であり実現可能性が高いか。	15（3.75）
② 実証手法・目標の妥当性	○課題解決に向けた実証手法や内容が明確に示されており、効率的・効果的であるか。 ○実証における最終目標、各年度の目標が明確に設定されており、妥当な水準であるか。	20（5）
③ 事業実施における実施計画・体制	○事業の計画・スケジュールが具体的かつ実施可能なものであるか。 ○実施体制が事業の目的に照らし合わせて適切であるか。	15（3.75）
④ 事業終了後の出口戦略及び社会への波及効果	○実証事業終了後の成果の活用、政策の貢献、社会実装の確度等の出口戦略に関するビジョンがどの程度あるか。 ○技術の実証によって、構築された成果が、事業の目的以外の分野においても活用されるなど、波及効果が期待されるか。	20（5）
⑤ 実現した場合のCO ₂ 排出量の削減効果の見込み（環境負荷の低減）	○本技術が将来的に、ある年度を設定した際、一定の仮定のもと社会実装によって実現されるCO₂排出量を推計し、その削減効果がどの程度見込まれるか。 ○また、他の環境政策上重要な環境負荷の低減（自然生態系への負荷の低減、循環資源の循環的な利用の促進効果、エネルギー削減効果、及びその他の環境影響の低減効果）がどの程度見込まれるか。 ○上記環境影響低減量に係る評価方	20（5）

	法が定量的で、その算定ロジックが妥当か。	
⑥ 事業実施における経費の妥当	○見込まれる事業成果や実施内容との比較で経費が妥当なものか。 (望ましくない経費の例：事業に不必要と思われる機材の調達費/旅費、受託者が担うべき領域に関する外注費等)	10 (2.5)
合計		100
・採点は各項目につき、4点、3点、2点、1点、0点の5段階評価とする。 ・採点においては「望ましい提案と見なす」と記載している事項等を判断指標としながら評価をしていく。 ・各項目の点数に係数に乗じて得点を算出する。 ・満点は100点とする。		